

終身保険の活用で相続税の対策を

〈生命保険は、受取人固有の財産です〉

来年平成27年1月からの税制改正に伴い、今何かと話題が多い相続税。その相続税において、生命保険の死亡保険金の受取人が相続人（財産を受け継ぐ人）の場合、その死亡保険金は相続財産（受け継がれる財産・遺産）とみなされ課税対象となります。ただし、非課税枠があり「500万円×法廷相続人の数」が保険金から控除されます。

預貯金のように全額相続財産に組み入れられ、課税対象となるのは違い、生命保険は保険金に対する非課税枠を利用して現金を得ることができ、納税資金対策として活用できます。

また、例えば不動産が相続財産の多くを占めている場合、その不動産の立地によっては評価額が高くなり、不動産だけで基礎控除額を上回ってしまう可能性が出てきます。さらに、相続される預貯金が少ない場合、納税資金は相続人が負担するか、不動産を売却することにになります。不動産を売却する場合は、納付期限までに売却できない可能性も出てきます。

このように、財産の状況から相続税がかかることが事前に分かっているのであれば、納税資金不足に備えるために生命保険を活用することもできます。納税資金としての生命保険の活用は、

いつ相続が発生しても保険金が受け取れる「終身保険」がおすすです。お葬式代くらい用意しておこうと、終身保険に加入している人は多いのですが、新たに納税資金対策として保険に加入して保険料を支払うのが難しいときには、すでに加入している終身保険を活用するのもよいでしょう。葬儀を質素にすることを希望しているのであれば、葬儀の生前予約をすることにより、葬儀にかかる費用を確定できます。残り

を納税資金として活用するように、相続人である配偶者やお子さまに伝えておくこともできます。今流行りの終活ですね。

一方、金融資産が多いために少しでも減らしたいということであれば、一時払いで終身保険に加入し、納税資金を確保して金融資産を減らすこともできます。

私は地元訪訪にて23年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を過して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅